

令和8年度 相模原市立児童クラブ利用案内

この利用案内には、相模原市立児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)入会及び利用に関わる重要な事項が記載されており、申込にあたっての了解事項とさせていただきますので、必ずお読みください。また、入会承認後に行う入会受付の際にも必ずお持ちいただき、その後は大切に保管してください。なお、令和8年度から変更となっている点がありますので、必ず、別紙「令和8年度からの変更点」を確認してください。
※児童クラブの利用状況によっては、開設時間内であっても閉所している場合がありますので、事前に提出予定の児童クラブに確認してください。

児童クラブ入会申請受付期間

<1次受付期間> 令和7年11月1日(土)～12月1日(月) (郵送の場合、消印有効)

対象者	児童クラブの入会要件(詳細は本利用案内3ページ)を満たし、 入会開始希望日が令和8年4月1日～10日の方で、求職活動中を除くすべての方 ※ただし、ひとり親家庭の方は求職活動中でも申請することができます。
申請方法	電子申請もしくは申請に必要な書類(詳細は本利用案内4ページ)を児童クラブに持参又はこども施設課へ郵送(児童クラブへの郵送は受け付けておりません) (電子申請は右記のフォームより申請してください)  フォームのURL https://logoform.jp/form/oWjU/1162218 (郵送の場合は下記へお送りください) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 こども施設課 児童クラブ入会受付担当 宛</div> ※記入漏れや書類に不備がある場合は、再提出を依頼することや審査対象から外れることがあります。 ※申請に必要な書類をそろえ、内容を確認のうえ任意の封筒に切手を貼付し郵送してください。 ※郵便事故への対応はできません。郵送で申請された場合は、受付完了後に市から送付する「受付のお知らせ」をもって書類到着の確認とさせていただきます。市に到着後、概ね10日以内に発送します。 ※郵送の受付日については消印となります。
書類受付時間	(平日)午後2時30分～午後6時 (土曜日・学校休業日)午前8時～午後6時 ※児童クラブの休業日は書類の受付をしていません。
審査結果	一斉に審査を行い、令和8年1月下旬に通知します。

<2次受付期間> 令和7年12月2日(火)～令和8年1月31日(土) (郵送の場合、消印有効)

対象者	児童クラブの入会要件を満たし、入会開始希望日が令和8年4月1日～10日の方
審査結果	一斉に審査を行い、令和8年2月中旬に通知します。

※2次受付期間以降の申請方法・書類受付時間は、1次受付期間と同様です。

<随時受付期間> 上記受付期間以降(入会開始希望日の2カ月前から2週間前までに申請してください)

対象者	児童クラブの入会要件を満たす方
審査結果	受付日から順に審査を行い、2週間程度で通知します。 ※入会の審査と児童クラブで受け入れ準備をするため、受付日から入会するまで2週間程度かかります。

※小学校又は義務教育学校の夏季休業、冬季休業等の期間のみご利用を希望される方についても、随時受付期間と同様の取扱いになります。

※いずれの申請においても、児童クラブの受入可能人数を超えた場合等は、入会をお待ちいただくことがあります。

お問い合わせは

相模原市コールセンター 電話 042-770-7777 (午前8時～午後9時 年中無休)

※専門的なお問い合わせや、個人情報に関するお問い合わせは担当課へ取り次ぐこととなります。

なお、担当課は平日午前8時30分から午後5時までの対応になりますので、あらかじめご通知おきください。

児童クラブ入会申請の流れ

※項目を確認し、確認欄を^{チェック}☑してください。

確認欄

◆令和8年度相模原市立児童クラブ利用案内の確認	
・ 令和8年度相模原市立児童クラブ利用案内の内容を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>
・ 別紙「令和8年度からの変更点」を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>



◆児童クラブ入会申請書に必要事項を記入		
【ご確認ください】	・ 記入漏れはありませんか？（記入例を参考に確認をお願いします。）	<input type="checkbox"/>
	・ 申請書内のチェックボックスへの☑もれはありませんか？ （例）障害等で特別な配慮や支援の必要性の有無の☑ 食物アレルギーの有無の☑	<input type="checkbox"/>
	・ 学年は令和8年4月時点の学年を記載されていますか？	<input type="checkbox"/>

例年、記入漏れや誤記載等が非常に多い項目ですので、ご確認をお願いします。



該当される方は本利用案内4ページを確認いただき、書類をご準備の上、添付してください。
例年、提出漏れが多い書類ですので、ご確認をお願いします。

◆該当者のみ提出が必要な書類の添付		必要な添付書類	
該当者			
①	申請日時点の住所地における、教育委員会から就学の指定を受けた小学校又は義務教育学校と異なる通学区域の児童クラブを希望する場合	○個人情報等に関する同意書	<input type="checkbox"/>
②	食物アレルギーがある場合	○個人情報等に関する同意書	<input type="checkbox"/>
③	障害等により特別な配慮や支援が必要な場合	○個人情報等に関する同意書	<input type="checkbox"/>
		○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある場合はその写し。ない場合は医師の診断書の写し又は特別支援学級の在籍証明書。 療育相談中等で上記書類がない場合は提出不要です。	<input type="checkbox"/>
④	ひとり親家庭である場合	○ひとり親家庭であることがわかる書類	<input type="checkbox"/>



◆提出
※受付期間、申請方法、審査結果通知時期等は本利用案内表紙をご確認ください。

1 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

保護者(父母等)が就労等により昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るところです。

(2) 入会対象児童

次の条件に該当する児童が対象です(詳細は本利用案内3ページ)。

- ①市内在住(市内へ転入予定を含む)の児童、又は市外在住で市内の小学校又は義務教育学校に通う児童
- ②小学校又は義務教育学校1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までの児童

(3) 育成支援内容

基本的な生活習慣を身につけるとともに、遊びや体験を通じて自主性、社会性、創造性を培います。
なお、学校や塾とは異なり、学習指導等は行っておりません。予めご承知おきください。

(4) おやつについて

児童クラブでは、児童の体調維持のため、おやつの提供を行っています。

なお、食物アレルギーのある児童については、児童の安全確保のため、原則として、おやつの持参をお願いします。

※児童クラブでは内服薬やアドレナリン自己注射薬(エピペン[®])、その他薬品の保管は行いません。食物アレルギー等により必要な場合は、必ず児童に持たせるとともに、所持している場所を児童クラブ職員に伝えてください。

※食物アレルギー以外にも医師からの指示等により児童クラブが提供するおやつを食べることができない場合は、児童クラブに相談してください。

(5) 開設時間

①基本開設時間

- ・月曜日から金曜日まで 授業終了時から午後6時まで
- ・土曜日及び学校休業日 午前8時から午後6時まで

②延長開設時間

- ・開設日 午後6時から午後7時まで

※出席予定の児童がいない場合は、閉所となります。

(6) 休会日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)
- ・その他市長が定める日

(7) 費用

利用にかかる費用は児童一人につき次のとおりです。

- ・育成料 1ヶ月 6,000円(8月のみ9,000円)
- ・延長育成料 1回 200円
- ・おやつ代 1ヶ月 2,000円

※育成料については減免制度があります(詳細は本利用案内8ページ)。

(8) 担当課

相模原市役所 こども施設課

[電話] 042-769-9227(直通)

[FAX] 042-754-5112



2 入会の基準と必要書類について

(1) 入会申請できる児童クラブ

入会申請できる児童クラブは、通学する小学校又は義務教育学校の通学区域内にある児童クラブになります。なお、私立小学校に通学する場合や区域外通学を認められている場合等、特別な事情がある場合には、申請前にこども施設課に相談してください。

※通学する小学校又は義務教育学校の通学区域内に児童クラブがない場合は、指定の児童クラブまで移送を行います(詳細は本利用案内9ページ)。

(2) 児童クラブの入会要件

次の①～④の全てを満たす必要があります。

- ①市内在住(市内へ転入予定を含む)の児童、又は市外在住で市内の小学校又は義務教育学校に通う児童
- ②小学校又は義務教育学校1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までの児童
- ③申請日時点で児童クラブ育成料及び延長育成料に滞納がないこと
- ④保護者が以下の理由により、昼間家庭にいない、または、昼間家庭での児童の養育を行うことができないと認められること
 - ア 就労しているため
 - イ 出産前後であるため
 - ウ 疾病・負傷・障害のため
 - エ 親族の介護のため
 - オ 就業を目的として学校又は職業訓練校等に就学しているため
 - カ 障害児者の通学等の付き添いをしているため
 - キ 求職活動をしているため
 - ク 育児休業中のため
 - ケ その他上記に類する理由のため

※ア・エ・オ・カについては、日曜日を除く週2日未満(又は4週合計7日以下)の場合は申請できません。

※キについては、ひとり親家庭の場合を除き、1次受付期間(令和7年11月1日～12月1日)では申請できません。

※保護者が就労、就学を理由とする場合の申請については、就労・就学開始日の属する月の初日からの入会を希望することができます。また、児童が1年生の場合は、保護者の就労・就学開始日が1学期中(4月から7月まで)である場合に4月1日からの入会を申請することができます。

※特定の重度の感染症にかかっている児童は児童クラブに入会できないことがあります。

小学校4年生以上の受け入れについて

下記の学校は、小学校4年生以上の受け入れを行っています。最新の情報は市ホームページをご確認ください。

4年生まで受け入れ対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する4年生 【緑区】旭小学校、九沢小学校、広陵小学校、作の口小学校、当麻田小学校、二本松小学校、広田小学校 【中央区】小山小学校、向陽小学校、清新小学校、田名小学校、光が丘小学校、淵野辺東小学校 【南区】大沼小学校、鹿島台小学校、上鶴間小学校、くぬぎ台小学校、桜台小学校、相武台小学校、東林小学校、双葉小学校、緑台小学校、谷口小学校、谷口台小学校、夢の丘小学校、若草小学校
6年生まで受け入れ対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する4年生から6年生 桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校、中野小学校、根小屋小学校、串川小学校、津久井中央小学校、藤野北小学校、藤野小学校、藤野南小学校、青和学園、鳥屋学園
受付期間及び審査結果	①令和7年11月1日から令和8年1月31日までに申請をされた方(郵送の場合、消印有効) ⇒一斉に審査を行い、令和8年2月中旬に通知します。 ※小学校1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までの児童の入会決定後に審査を行います。 ②令和8年2月1日以降に申請をされた方 ⇒受付日から順に審査を行い、2週間程度で通知します。 ※表紙の<随時受付期間>と同じ取り扱いとなります。

※申請方法・書類受付時間は、1次受付期間と同様です。ただし、土曜日に開設していない場合がありますので、事前に入会希望の児童クラブに確認してください。

※私立小学校に通学する場合は、申請前にこども施設課に相談してください。

(3) 申請に必要な書類

① 児童クラブ入会申請書(※児童1人につき1枚の申請書が必要です)

② 添付書類

㊦ 入会を希望する理由を証明する書類

入会を希望する理由	必要な添付書類
就労している(就労が内定している)場合	・ 就労(内定)証明書(「相模原市立児童クラブ入会申請用」を使用してください。) ※「就労(内定)証明書」に勤務先で証明を受けてください。
出産前後の場合	・ 母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
疾病・負傷・障害の場合	・ 医師の診断書(病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可) ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
親族を常時介護している場合	・ 介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書(病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可) ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
就業を目的として学校、職業訓練校等に就学している場合	・ 在学証明書(在学期間等の記載があるもの)
障害児者の通学等の付き添いをしている場合	・ 学校長等の証明書
育児休業中の場合	・ 就労(内定)証明書(「相模原市立児童クラブ入会申請用」を使用してください。) ※「就労(内定)証明書」に勤務先で証明を受けてください。
求職活動をしている場合	・ 添付書類なし

※保護者の方それぞれについて証明が必要です(単身赴任中の保護者の就労(内定)証明書は不要です)。

※添付書類がそろわない場合は、原則、審査の対象とすることができません。受付期間内に書類が間に合わない場合は、こども施設課に相談してください。

※兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分で構いません。

※複数箇所ですら就労している場合は、全ての就労先の同月分の就労(内定)証明書を添付してください。

① 個人情報等に関する同意書(該当者のみ)

児童が次のいずれかに該当する場合は提出が必要です。

- ・ 申請日時点の住所地における、教育委員会から就学の指定を受けた小学校又は義務教育学校と異なる通学区域の児童クラブを希望する場合
- ・ 障害等により特別な配慮や支援が必要な場合
- ・ 食物アレルギーがある場合

※障害等により特別な配慮や支援が必要な児童については、上記「個人情報等に関する同意書」とともに、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある場合はその写しを、ない場合は医師の診断書の写し又は特別支援学級の在籍証明書を提出してください(申請時点でこれらの書類がそろわない場合は、こども施設課に相談してください)。添付書類がない場合は、入会申請書の「添付書類なし」にチェックしてください。(4年生以上で障害等により特別な支援が必要な児童は上記添付資料のいずれかを必ず添付ください。)

㊦ ひとり親家庭であることがわかる書類(該当者のみ)

児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当認定通知書の写し、児童扶養手当支給停止通知書の写し、㊦福祉医療証の写し、住民票の写し(保護者及び児童が属する世帯全員のもの)、離婚調停中であることがわかる書類、その他客観的にひとり親家庭であることがわかる書類

㊦ 児童クラブでの医療的ケア実施を希望される場合

児童クラブ入会申請の他に別途申請が必要となりますので、こども施設課に相談してください。

(4) 受付のお知らせについて(1次・2次受付期間のみ)

郵送提出された書類をこども施設課で受付した場合は、「受付のお知らせ」を申請書代表保護者欄に記載のある住所へ発送します。(転居予定等で別住所への郵送を希望される方は、こども施設課に相談してください。)また、書類に不備等があった場合は、「書類提出のお願い」を発送しますので、届いた際は早急に確認してください。

※提出された申請書、添付書類は、審査結果に関わらず返却いたしませんので、ご承知おきください。

3 入会の承認等について

(1) 入会審査について

申請書の記載事項、提出された就労(内定)証明書等の添付書類により、入会要件を満たしているかどうかの審査を行います。また「相模原市立児童クラブ入会審査基準点数表」に基づき、入会申請の内容(学年、保護者の就労日数・時間等)を点数化し、入会の必要性(点数)の高い児童から入会の決定をします。

※提出された申請書及び就労(内定)証明書等の添付書類の記載事項について必要に応じて保護者及び勤務先等に確認の連絡をする場合や、追加で書類を提出していただく場合があります。

(2) 入会審査結果の通知について

①入会を承認する場合は、「児童クラブ入会承認通知書」により通知します。

※入会承認期間は原則として令和9年3月31日まで、又は希望する期間までとなります。

ただし、次の場合は入会承認期間が異なります。

入会を希望する理由	承認期間
期間の定めのある就労・就学のため	就労・就学の終了月までの期間
出産前後のため	出産予定月の前後2ヶ月を含む5ヶ月間
疾病・負傷・障害のため	市長が必要と認める期間
親族の介護のため	市長が必要と認める期間
障害児者の通学等の付き添いのため	市長が必要と認める期間
育児休業中のため	育児休業中の期間
求職活動をしているため	原則として2ヶ月間

入会受付について

令和8年4月から児童クラブの入会承認を受けた方は、各児童クラブで2月下旬から3月下旬に入会受付を行いますので、必ず参加してください(日程は、児童クラブ入会承認通知書に記載します)。

※年度の途中から児童クラブの入会承認を受けた方は、個別に入会受付を行います。入会日前までに必ず児童クラブで入会受付を行ってください。

※入会説明として本利用案内に沿った、児童クラブ利用方法の説明動画を市ホームページに公開しますので、入会前に必ずご視聴ください(説明動画の掲載ページやURLは、児童クラブ入会承認通知書に記載します)。

②入会を保留とする場合は、「児童クラブ入会保留通知書」により通知します。

入会承認者数が児童クラブの受入可能人数の上限に達した場合等、入会をお待ちいただくこととなりますが、入会児童の退会等により受け入れ可能となった場合は、その時点で入会の必要性(点数)が一番高い児童から随時入会承認を行います。

③入会を不承認とする場合は、「児童クラブ入会不承認通知書」により通知します。

申請日時点で児童クラブ育成料及び延長育成料に滞納がある等、入会要件(詳細は本利用案内3ページ)を満たしていない場合は、児童クラブに入会できません。

※入会審査結果の通知については、申請書代表保護者欄に記載のある住所へ発送します。(転居予定等で別住所への郵送を希望される方は、こども施設課に相談してください。)

(3) 障害等により特別に支援が必要な児童について

障害等により特別に支援が必要な児童の入会に当たっては、「個人情報等に関する同意書」に基づき、関係機関から情報提供を受け、入会審査及び必要な職員配置を行います。このため、状況によっては入会をお待ちいただく場合があります。

4 申請内容の変更及び退会手続き等について

(1) 申請内容に変更が生じる場合

申請書に記載した内容から変更が生じる場合は、次の書類を電子申請もしくは直接提出してください。

変更の内容	必要書類
①住所、氏名、電話番号、家庭状況等に変更が生じる場合	・ 児童クラブ記載事項変更届 ※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労(内定)証明書等の添付書類を提出してください。
②入会要件に変更が生じる場合	・ 児童クラブ記載事項変更届 ・ 新たな入会要件を証明する書類(詳細は本利用案内4ページ)
③保護者の就労状況に変更が生じる場合(転職や雇用条件の変更等)	・ 児童クラブ記載事項変更届 ・ 変更後の就労(内定)証明書
④退職後に求職活動を行う場合	・ 児童クラブ記載事項変更届 ※求職活動を行う旨を記載してください。
⑤入会希望期間を延長したい場合	・ 児童クラブ記載事項変更届
⑥(転居等により)児童クラブを変更したい場合	・ 児童クラブ記載事項変更届 ※就労(内定)証明書等の添付書類は、既にご提出いただいているものから変更がない場合、提出不要です。 ※変更先の児童クラブが受入可能人数を超えた場合、入会をお待ちいただくことがあります。

※⑤については、入会承認期間満了の2週間前まで、⑥については、変更の2週間前までに「児童クラブ記載事項変更届」を提出してください。

(2) 入会申請を取り下げる場合

入会日前日までに「児童クラブ入会申請取下げ届」を提出してください。

(3) 児童クラブを2週間以上欠席する場合

「児童クラブ欠席届」を提出してください。

(4) 児童クラブを退会する場合

退会日までに「児童クラブ退会届」を提出してください。

※さかのぼって退会はできませんので注意してください。

(5) 入会承認の取り消しについて

次に該当する場合は、入会の承認を取り消す場合があります。

- ①児童クラブの入会要件を満たさなくなったとき
- ②児童クラブ育成料及び延長育成料を正当な理由なく3ヶ月以上にわたり滞納したとき
- ③入会の申請に虚偽又は不正があったとき
- ④特定の重度の感染症にかかる等、集団における指導が困難になったとき

◆「児童クラブ記載事項変更届」、「児童クラブ入会申請取下げ届」、「児童クラブ欠席届」、「児童クラブ退会届」は、最寄りの児童クラブに直接取りに来ていただくか、もしくは市ホームページからダウンロードすることができます。

5 児童クラブの費用について

(1) 児童クラブの費用

① 育成料

1人月額6,000円(8月のみ9,000円)

- ・基本開設時間の利用に要する費用です。
- ・納期限は利用月の末日(末日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)です。
- ・保護者の所得に関係なく一律ですが、減免制度があります(詳細は本利用案内8ページ)。

② 延長育成料

1人1回200円

- ・利用する月の前月末日までに「児童クラブ延長育成利用申請書」を提出してください。
- ・延長育成を利用する予定でなくても、お迎えが午後6時を過ぎると延長育成料が発生します。
- ・1ヶ月分まとめて利用月の翌月請求となります。納期限は利用月の翌月の末日です。
- ・延長育成料には減免制度はありません。

③ おやつ代

1人月額2,000円

- ・児童クラブの指定する期日までに直接児童クラブにお支払いください。
- ・食物アレルギー等によりおやつを持参いただく場合は、お茶代として月額200円を直接児童クラブにお支払いください。
- ・月途中の入退会を除き、出席日数にかかわらず毎月のおやつ代をお支払いいただきますが、月の全日数欠席することを前月末までに欠席届により届け出た場合はおやつ代が免除となります。なお、事前の届け出がなく結果的に月の全日数欠席となった場合は免除になりません。

※ 月途中の入退会について

月途中に入退会をした場合は、次のとおりの育成料・おやつ代となります。

途中入会				途中退会				同一月内入退会			
入会日	入会月	育成料	おやつ代	退会日	退会月	育成料	おやつ代	入会期間	入会月	育成料	おやつ代
1日から 10日まで	8月以外	6,000円	2,000円	1日から 10日まで	8月以外	2,000円	660円	1日から 10日の間	8月以外	2,000円	660円
	8月	9,000円			8月	3,000円			8月	3,000円	
11日から 20日まで	8月以外	4,000円	1,330円	11日から 20日まで	8月以外	4,000円	1,330円	11日から 20日の間	8月以外	4,000円	1,330円
	8月	6,000円			8月	6,000円			8月	6,000円	
21日から 末日まで	8月以外	2,000円	660円	21日から 末日まで	8月以外	6,000円	2,000円	21日以上	8月以外	6,000円	2,000円
	8月	3,000円			8月	9,000円			8月	9,000円	

(2) 育成料・延長育成料の納入方法

- ① 納入方法は、口座振替を原則としています。登録方法については「児童クラブ入会承認通知書」に同封される「口座振替のご案内」を確認してください。
- ② 口座振替による振替日は、育成料は利用月の末日、延長育成料は利用月の翌月の末日(末日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)です。
- ③ 前年度以前より、入会申請書に記載された代表保護者(納付義務者)に振替する口座の登録がある場合は引き続き同じ口座から振替をします。なお、振替する口座を変更する場合や、※代表保護者(納付義務者)が上記の口座登録されている方と異なる場合については改めて振替する口座の登録をする必要があります。
※前年度以前の代表保護者を確認されたい場合は、こども施設課から送付された、直近の「児童クラブ育成料及び延長育成料口座振替開始通知書」及び「児童クラブ入会承認通知書」等の左上に記載の保護者名をご覧ください。
- ④ やむを得ず口座振替ができない場合は、育成料については納付書を郵送(4月～6月分を4月中旬、7月～翌年3月分を6月中旬に郵送予定)、延長育成料については納付書を利用月の翌月に児童クラブから渡します。納期限までに納付書裏面記載の金融機関等において納入してください。

(3) 育成料の減免

①減免の対象

次に該当する場合は、育成料の減免の対象となります（「児童クラブ育成料減免申請書」は最寄りの児童クラブに直接取りに来ていただくか、もしくは市ホームページからダウンロードできます）。

対象者	必要書類	内容
生活保護を受けている世帯	・ 児童クラブ育成料減免申請書 ・ 生活保護受給票（写し）	全額免除
市民税が非課税の世帯	・ 児童クラブ育成料減免申請書 ・ 市民税・県民税課税証明書（原本） 4～6月分の減免申請 ⇒令和7年度市民税・県民税課税証明書 7～翌年3月分の減免申請 ⇒令和8年度市民税・県民税課税証明書 ※保護者それぞれの分が必要です。	

※上記いずれの場合も、減免の適用を受けるには、申請が必要となります。

※月の全日数欠席することを事前に届け出た場合の育成料の減免制度は令和5年度をもって廃止となりました。

※上記の他にも、「原発避難者特例法第2条に定める避難住民に該当する世帯」には減免が適用される場合があります。該当する方はこども施設課に相談してください。

市民税・県民税課税証明書について

- ・ 毎年1月1日時点に住所がある市区町村で発行しています。
- ・ 相模原市の場合は、市民税課、緑・南市税事務所、まちづくりセンター等で取得できます。
- ・ 令和8年度の証明書は、令和8年6月から取得可能です。

②申請方法

入会承認後、減免の適用を受ける月の末日まで（郵送の場合は消印有効）に必要な書類を次の申請先に提出してください。

※申請した日の属する月より前にさかのぼって減免はできませんので注意してください。

（申請先）

- ・ 直接持参する場合 児童クラブ又はこども施設課に提出してください。
- ・ 郵送の場合 次の宛先へ送付してください。

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 こども施設課 宛

③結果の通知

- ・ 育成料を減免とする場合は、「児童クラブ育成料減免決定通知書」により通知します。
- ・ 育成料を減免としない場合は、「児童クラブ育成料減免却下通知書」により通知します。

(4) 減免理由の消滅について

減免を受けた方が、生活保護を受給しなくなった場合、市民税が課税されるようになった場合等、減免理由がなくなった場合は「児童クラブ育成料減免理由消滅届」を提出してください。

6 児童クラブの利用にあたって

(1) 児童個別票について

- ①児童を安全・安心にお預かりするため、必ず入会前に「児童個別票」を児童クラブに提出してください。「児童個別票」は「児童クラブ入会承認通知書」とあわせて送付します。
※児童個別票には、緊急連絡先や児童クラブにお迎えに来られる方（保護者又は成人の代理人）、児童クラブ利用予定等、児童クラブを安全にご利用いただくにあたり、必要な情報を記載いただきます。
※児童個別票にご記入いただく、成人の代理人とは、保護者に代わり児童クラブへ迎えに行くことについて承諾を得ている、成人を迎えた親族及び知人等をさしています。
- ②児童が体調不良（病気・けが等）となった場合や緊急時には、「児童個別票」に記載のある緊急連絡先に順次連絡をします。保護者又は成人の代理人の方が速やかに迎えに来られるように、複数の連絡先の記入にご協力ください。

(2) 児童の送迎について

- ①児童の安全を考え、原則として、保護者又は成人の代理人が送迎してください。
- ②送迎は、徒歩又は自転車をお願いします。車での送迎は、原則禁止しています。
※自転車での2人乗りが認められるのは、16歳以上が運転し、6歳未満の幼児を乗せる場合に限られますので、ご注意ください。
- ③代理人が送迎する場合は「児童個別票」に記載のある方をお願いします。やむを得ず記載のない方が送迎する場合には、事前に保護者から児童クラブに連絡してください。
- ④必ず児童クラブ開設時間中に送迎してください。

保護者又は成人の代理人が児童の送迎をできない場合は、例外として、保護者の責任において、午後5時（冬季等は日没前に帰宅できる時間）までであれば、児童が1人で来所・帰宅することができます。
また、未成年の兄弟のお迎えについては、小学生の兄弟は午後5時（冬季等は日没前に帰宅できる時間）まで、中学生以上の兄弟は午後6時まで可能です。（延長育成利用の時間帯は不可）
※希望する方は事前に児童クラブへの届け出が必要です。

(3) 児童クラブでの過ごし方・出欠席について

- ①学校休業日や小学校又は義務教育学校で給食のない日はお弁当が必要です。
- ②開設時間中の一時外出は、原則として認めていません。
- ③出席予定の日に欠席する場合は、必ずあらかじめ保護者が児童クラブに連絡してください。
※学校を欠席・早退する場合は、必ず児童クラブにも連絡してください。
※2週間以上欠席する場合は、「児童クラブ欠席届」の提出が必要です。
- ④次の感染症にかかった場合は児童クラブを利用できません。長期休業期間中に発症した場合は、医療機関の発行する「登校・登園許可等証明書」を児童クラブに提出してください。

【対象となる疾病】

ア 百日咳 イ 麻疹 ウ 流行性耳下腺炎 エ 風疹 オ 水痘
カ 咽頭結膜熱 キ 溶連菌感染症 ク 流行性角結膜炎 ケ 急性出血性結膜炎

- ⑤インフルエンザや新型コロナウイルス等により出席停止となった児童や学級閉鎖となったクラスの児童は、児童クラブに出席できません。

(4) その他

- ①児童クラブ内での万一の事故に備えて、傷害保険に加入しています。児童クラブ活動中の事故や、児童クラブへの来所及び帰宅途中の事故（児童個別票記載の来所・帰宅経路から外れている場合を除く）等が対象です。
- ②湘南・藤野北小学校及び鳥屋・青和学園の児童については、放課後、小学校及び義務教育学校から指定の児童クラブ（詳細は本利用案内11ページ）まで移送を行います。
※帰りは保護者又は成人の代理人のお迎えをお願いします。また、学校休業日は移送を行いませんので、保護者又は成人の代理人が指定の児童クラブまで送迎してください。
- ③一部の児童クラブでは、犯罪行為等の防止及び記録保持を図ることを目的に防犯カメラを設置しておりますので、ご承知おきください。

7 災害発生時の対応について

災害が発生、又は発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

災害の種類 児童のいる場所		地震		その他の災害 (風水害・不審者の発生等)
		市内で震度5強以上の地震発生又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	左記以外の場合	
児童クラブ		<u>直ちに保護者又は代理人の方が児童クラブへ迎えに来てください。</u> ※児童は避難所が開設され次第、避難所へ移動します。		状況に応じて、児童1人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者又は成人の代理人にお迎えをお願いします場合があります。
学校	学校が保護者の引取りとした場合			<u>児童クラブは開設しません。</u>
	その他の場合	<u>児童クラブは開設しません。</u>		児童クラブは開設しますが、状況に応じて、児童1人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者又は成人の代理人にお迎えをお願いします場合があります。
自宅		<u>児童クラブは開設しません。</u>		<u>学校が休校の判断をした場合、児童クラブは開設しません。</u> 学校が休みのとき(土曜日・夏休み等)に状況に応じて休会とする場合、入退室管理システムで連絡します。

※上記以外にも、緊急安全確保・避難指示の発令等、災害の状況に応じ休会とする場合があります。

入退室管理システムについて

児童クラブでは、不審者や風水害により、児童に危険が及ぶ恐れがあると判断し、特別な対応を行う場合には、入退室管理システムにより保護者に連絡をします。

※登録方法等は入会受付時にご案内します。

※上記のほか、児童クラブから運営に関するお知らせや利用方法等のお知らせを配信することがあります。

(市ホームページでも同様のお知らせを行う場合がございますので、ご承知おきください。)

□令和8年度相模原市立児童クラブ(小学校50音順) 最新の情報は市ホームページをご確認ください。

※民間児童クラブについては別紙「民間児童クラブ一覧」をご覧ください。

<緑区>

令和7年9月現在

No.	名称	所在地	電話番号	該当小学校
1	相原児童クラブ	緑区相原 4-13-14	相原小学校内	相原小
2	旭児童クラブ	緑区橋本 6-31-7		旭小 [4年生]
3	内郷児童クラブ	緑区寸沢嵐 833	内郷小学校内	内郷小 [6年生]
4	大沢児童クラブ	緑区大島 1581	大沢小学校内	大沢小
5	大島児童クラブ	緑区大島 1121-14	大島こどもセンター内	大島小
6	川尻児童クラブ	緑区久保沢 2-22-1	城山こどもセンター内	川尻小、◎湘南小
7	九沢児童クラブ	緑区大島 1859-3	九沢小学校内	九沢小 [4年生]
8	串川児童クラブ	緑区長竹 1424-1	串川小学校内	串川小、◎鳥屋学園 [6年生]
9	桂北児童クラブ	緑区与瀬 877	桂北小学校内	桂北小 [6年生]
10	広陵児童クラブ	緑区若葉台 4-3-1	広陵小学校内	広陵小 [4年生]
11	作の口児童クラブ	緑区下九沢 459-1	作の口小学校内	作の口小 [4年生]
12	当麻田児童クラブ	緑区相原 1-14-1	当麻田小学校内	当麻田小 [4年生]
13	千木良児童クラブ	緑区千木良 1035	千木良小学校内	千木良小 [6年生]
14	津久井中央児童クラブ	緑区三ヶ木 39-7	津久井中央小学校内	津久井中央小、◎清和学園 [6年生]
15	中野児童クラブ	緑区中野 600	中野小学校内	中野小 [6年生]
16	二本松児童クラブ	緑区二本松 2-1-1	二本松こどもセンター内	二本松小 [4年生]
17	根小屋児童クラブ	緑区根小屋 1580	根小屋小学校内	根小屋小 [6年生]
18	橋本児童クラブ	緑区橋本 1-12-26	橋本こどもセンター内	橋本小
19	広田児童クラブ	緑区広田 9-5	広田小学校内	広田小 [4年生]
20	藤野児童クラブ	緑区日連 549	藤野小学校内	藤野小、◎藤野北小 [6年生]
21	藤野南児童クラブ	緑区牧野 4327	藤野南小学校内	藤野南小 [6年生]
22	宮上児童クラブ	緑区東橋本 3-15-6	宮上児童館隣	宮上小

<中央区>

No.	名称	所在地	電話番号	該当小学校
1	大野北児童クラブ	中央区淵野辺 2-34-2	大野北こどもセンター内	大野北小
2	小山児童クラブ	中央区小山 4-3-2	小山小学校内	小山小 [4年生]
3	上溝児童クラブ	中央区上溝 7-6-1	上溝小学校内	上溝小
4	上溝南児童クラブ	中央区上溝 742-2	上溝南こどもセンター内	上溝南小
5	共和児童クラブ	中央区高根 1-16-13	共和小学校内	共和小
6	向陽児童クラブ	中央区向陽町 8-23	向陽こどもセンター内	向陽小 [4年生]
7	新宿児童クラブ	中央区田名 7019	新宿小学校内	新宿小
8	清新児童クラブ	中央区清新 3-16-7	清新こどもセンター内	清新小 [4年生]
9	田名児童クラブ	中央区田名 4987-6	田名こどもセンター内	田名小 [4年生]
10	田名北児童クラブ	中央区田名 1932-1	田名北小学校内	田名北小
11	中央児童クラブ	中央区富士見 1-3-22	中央小学校内	中央小
12	並木児童クラブ	中央区並木 2-16-16	並木こどもセンター内	並木小
13	光が丘児童クラブ	中央区光が丘 2-19-1	光が丘小学校内	光が丘小 [4年生]
14	富士見児童クラブ	中央区富士見 2-4-2	富士見こどもセンター内	富士見小
15	淵野辺児童クラブ	中央区淵野辺 4-6-22	淵野辺小学校内	淵野辺小
16	淵野辺東児童クラブ	中央区東淵野辺 4-26-12	嶽之内児童館隣	淵野辺東小 [4年生]
17	星が丘児童クラブ	中央区星が丘 3-1-2	星が丘こどもセンター内	星が丘小
18	弥栄児童クラブ	中央区弥栄 3-1-10	弥栄小学校内	弥栄小
19	陽光台児童クラブ	中央区陽光台 2-19-21	陽光台こどもセンター内	陽光台小
20	横山児童クラブ	中央区横山台 2-35-2	横山こどもセンター内	横山小

<南区>

No.	名称	所在地	電話番号	該当小学校
1	麻溝児童クラブ	南区下溝 670-5	麻溝こどもセンター内	麻溝小
2	新磯児童クラブ	南区新戸 2268-1	新磯こどもセンター内	新磯小
3	大沼児童クラブ	南区東大沼 3-20-15	大沼こどもセンター内	大沼小 [4年生]
4	大野児童クラブ	南区古淵 3-21-2	大野小学校内	大野小
5	大野台児童クラブ	南区大野台 8-1-26	大野台こどもセンター内	大野台小
6	大野台中央児童クラブ	南区大野台 2-26-8	大野台中央小学校内	大野台中央小
7	鹿島台児童クラブ	南区鶴野森 3-40-1	鹿島台こどもセンター内	鹿島台小 [4年生]
8	上鶴間児童クラブ	南区上鶴間 8-10-12	上鶴間こどもセンター内	上鶴間小 [4年生]
9	くぬぎ台児童クラブ	南区上鶴間 5-7-1	くぬぎ台小学校内	くぬぎ台小 [4年生]
10	相模台児童クラブ	南区桜台 17-1	相模台こどもセンター内	相模台小
11	桜台児童クラブ	南区相模台 7-7-1	桜台小学校内	桜台小 [4年生]
12	相武台児童クラブ	南区相武台団地 2-5-1	相武台小学校内	相武台小 [4年生]
13	鶴園中和田児童クラブ	南区上鶴間本町 7-8-2	鶴園中和田こどもセンター内	鶴園小
14	鶴の台児童クラブ	南区旭町 14-21	大野南こどもセンター内	鶴の台小
15	鶴の台児童クラブ(分室)	南区旭町 24-5	鶴の台小学校内	鶴の台小
16	東林児童クラブ	南区相南 2-3-1	東林小学校内	東林小 [4年生]
17	双葉児童クラブ	南区双葉 1-2-15	双葉小学校内	双葉小 [4年生]
18	緑台児童クラブ	南区新磯野 3-10-23	緑台小学校内	緑台小 [4年生]
19	もえぎ台児童クラブ	南区新磯野 4-1-2	相武台こどもセンター内	緑台小 [4年生]
20	南大野児童クラブ	南区上鶴間 1-5-1	南大野小学校内	南大野小
21	谷口児童クラブ	南区上鶴間本町 5-13-1	谷口小学校内	谷口小 [4年生]
22	谷口台児童クラブ	南区文京 2-12-1	谷口台小学校内	谷口台小 [4年生]
23	夢の丘児童クラブ	南区当麻 490-2	夢の丘小学校内	夢の丘小 [4年生]
24	若草児童クラブ	南区新磯野 2329	若草小学校内	若草小 [4年生]
25	若松児童クラブ	南区若松 2-24-28	若松小学校隣	若松小

◎は放課後、各小学校及び義務教育学校から入会児童クラブへ移送を行っています。

[4年生]は4年生まで受け入れを実施しています。

[6年生]は6年生まで受け入れを実施しています。

入会申請状況や施設の改修等により、上記以外の場所で児童をお預かりする場合があります。

令和8年度からの変更点

相模原市立児童クラブの入会に関して、令和8年度から変更となった点があるので、変更点を必ずご確認ください。

1 入会要件の追加

「市子育て応援条例」の基本理念でもある「子育て中の方々が孤独・孤立の状態になることがないように、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支える」ため入会要件に「育児休業中のため」が追加されました。詳細は利用案内3ページを確認してください。

2 小学校4年生以上の受け入れを行う学校の拡充

小学校4年生以上の受け入れを行う学校を拡充しました。
令和8年度の対象校は、次のとおりです。

4年生まで受け入れ対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する4年生 【緑区】旭小学校、九沢小学校、広陵小学校、作の口小学校、当麻田小学校、二本松小学校、広田小学校 【中央区】小山小学校、向陽小学校、清新小学校、田名小学校、光が丘小学校、淵野辺東小学校 【南区】大沼小学校、鹿島台小学校、上鶴間小学校、くぬぎ台小学校、桜台小学校、相武台小学校、東林小学校、双葉小学校、緑台小学校、谷口小学校、谷口台小学校、夢の丘小学校、若草小学校
6年生まで受け入れ対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する4年生から6年生 桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校、中野小学校、根小屋小学校、串川小学校、津久井中央小学校、藤野北小学校、藤野小学校、藤野南小学校、青和学園、鳥屋学園

3 電子申請の導入

電子による申請の受付を開始しました。
下記QRコードから行うことができます。
QRコード(インターネット)



4 入退室管理システムの導入

児童の入退室管理や欠席連絡、クラブからの通知を行うためのシステムを導入します。
※詳細については入会審査結果の通知等でお知らせします。

5 育成料を改定

① 改正内容(令和8年4月から)

【現行】

育成料	月額 5,300 円
夏季期間料金	通常月と同額



【改正後】

育成料	月額 6,000 円
夏季期間料金	8月のみ、月額 9,000 円

- ・国が示す放課後児童クラブ利用者負担割合の考え方に基づき、保護者負担を総事業費の1/2に近づけることを基本としています。
- ・相模原市における放課後児童クラブの利用者負担割合は5年度の実績35%程度となっています。

【運営費】

国の想定では、保護者は 運営費の50%を負担	保護者 1 / 2	国 1/6
		県 1/6
		市 1/6

- ・夏休みは、利用時間の拡大と入会児童数の増加に対応するため、通常月と比べて経費が増す状況です。このため、夏季期間料金を新設します。
- ・今回の改正では、国の示す基準割合(1/2)を念頭に置きつつ、子育て世代の負担軽減から、月額6,000円、その他に、8月の1カ月分を9,000円に改正します。(保護者の負担割合 34.2→40.3%)
- ・令和8年度改定後は、3年ごとに育成料の見直しを行います。

② 改正の理由について

- ・児童クラブの利用を希望する児童は、年々増加しており、本市では、学校敷地内の居室や職員の確保など、積極的に入会希望の増加に対応してきました。一方で、入会児童数の増加に伴い、事業の持続性や安定性に関わる様々な課題が生じています。
- ・これらの課題への対応に加え、近年の物価高騰や労務単価上昇の影響等により、放課後児童クラブの運営経費は増加傾向にあります。
- ・相模原市の児童クラブが、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を行うために、国の方針に基づき、育成料を変更し、8月には夏季期間料金を設定することで、育成料の適正化を図ります。

以上は市記入欄

第1号様式(第5条関係)

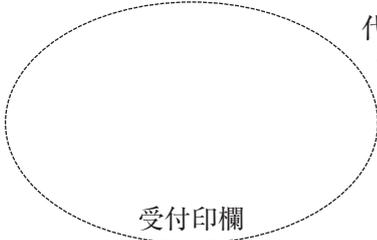
私は「令和8年度相模原市立児童クラブ利用案内」を確認し、その内容を了解した上、同意し、児童クラブの入会を希望しますので、次のとおり申請します。あわせて、本申請書に記載の情報を、児童クラブの活動に必要な範囲内において小学校・関係機関へ提供することに同意します。

令和8年度 児童クラブ入会申請書

相模原市長あて

〒 -

年 月 日



代表保護者(※)住所
(納付義務者)

氏名

電話①

(連絡順位1)

()

(□父 □母 □その他)

電話②

(連絡順位2)

()

(□父 □母 □その他)

※市から、申請書の内容の確認の際にご連絡させていただきます。日中つながる番号をご記入ください。

①入会希望クラブ、児童名について

入会を希望するクラブ名	児童クラブ
就学指定を受けた学校名	小学校
学年(令和8年4月時点)	年
フリガナ	
氏名	
生年月日	平成・令和 年 月 日
就学指定を受けた学校と入会を希望する児童クラブ(該当小学校区)が異なる場合には理由を記入してください。	

②入会希望期間について ※□にチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	通年 (4月～3月)	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
<input type="checkbox"/>	上記以外	※希望期間を記入してください 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

③児童の健康状態について ※有、無の□にチェックしてください。「有」の場合は具体的な状況を記入してください。

<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害等による特別な配慮や支援の必要性	(具体的に：) 添付書類 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳等 <input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 特別支援学級の在籍証明書 <input type="checkbox"/> 添付書類なし(<input type="checkbox"/> 療育相談をしている <input type="checkbox"/> 就学相談をしている <input type="checkbox"/> 就学移行支援を受けている)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	食物アレルギー	(具体的に：) 緊急時の処方薬 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> アドレナリン自己注射薬(エピペン®)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既往症等健康状況で特に注意を要することや 集団生活を送る上で注意を要すること	(具体的に：)

④保護者が昼間養育を行えない理由について ※該当番号の□にチェックしてください。「その他」の場合は理由を記入してください。

<input type="checkbox"/> 1.就労・就学	<input type="checkbox"/> 2.疾病・負傷・障害	<input type="checkbox"/> 3.出産前後	<input type="checkbox"/> 4.親族の介護 (□同居 □別居)
<input type="checkbox"/> 5.障害児者の通学等の付き添い <input type="checkbox"/> 6.求職活動中 <input type="checkbox"/> 7.育児休業中 <input type="checkbox"/> 8.その他 ()			

⑤家族の状況について(申請日現在) ※該当番号の□にチェックしてください。

家庭区分	<input type="checkbox"/> 1.父母 <input type="checkbox"/> 2.父子 <input type="checkbox"/> 3.母子 <input type="checkbox"/> 4.その他 () ※父母は内縁、事実婚を含む。父子・母子は離婚協議中の家庭を含む。			
入会希望児童を除く全ての同居の家族・親族	フリガナ	児童との続柄	生年月日	仕事の職種 又は 学校名・学年等の状況
	氏名		明大 年 月 日 昭平令	
			明大 年 月 日 昭平令	
			明大 年 月 日 昭平令	
			明大 年 月 日 昭平令	
			明大 年 月 日 昭平令	

(※)市からのお知らせ等は上記の代表保護者あてに送付します(児童の同居者と異なる場合は事前に相談してください)。

◆利用案内4ページをご確認いただき、申請に必要な書類を添付してください。

【裏面にも記入してください】

●保護者の状況について記入してください。

項 目		父 親 の 状 況				母 親 の 状 況			
①就 労	事業所名								
	所在地	電話 ()				電話 ()			
	通勤時間	片道		時間	分	片道		時間	分
	※①についてはスケジュール表への記入は不要です。								
②就 学	名 称								
	所在地	電話 ()				電話 ()			
	期 間	年 月 日～		年 月 日		年 月 日～		年 月 日	
	日 数	平均週 日	通学時間	片道 時間	分	平均週 日	通学時間	片道 時間	分
	時 間 割	スケジュール表に記入してください。				スケジュール表に記入してください。			
③保護者の 疾病・負傷 ・障害	病 名								
	入院期間	年 月 日～		年 月 日・未定		年 月 日～		年 月 日・未定	
	療養期間	年 月 日～		年 月 日・未定		年 月 日～		年 月 日・未定	
	通院頻度	平均週 日	病院まで	片道 時間	分	平均週 日	病院まで	片道 時間	分
	通院スケジュール	スケジュール表に記入してください。				スケジュール表に記入してください。			
④同居親族 の介護	要介護者名	(保護者との続柄：)				(保護者との続柄：)			
	病 名 等								
	入院の場合は入院先名称、所在地								
	介護期間	年 月 日～		年 月 日・未定		年 月 日～		年 月 日・未定	
	介護スケジュール	スケジュール表に記入してください。				スケジュール表に記入してください。			
⑤別居親族 の介護	要介護者名	(保護者との続柄：)				(保護者との続柄：)			
	住 所								
	病 名 等								
	介護期間	年 月 日～		年 月 日・未定		年 月 日～		年 月 日・未定	
	介護頻度	平均週 日	別居先まで	片道 時間	分	平均週 日	別居先まで	片道 時間	分
	介護スケジュール	スケジュール表に記入してください。				スケジュール表に記入してください。			
⑥障害児者の 通学等 の付き添い	障害児者名	(保護者との続柄：)				(保護者との続柄：)			
	病 名 等								
	通学先等名称及び所在地								
	期 間	年 月 日～		年 月 日・未定		年 月 日～		年 月 日・未定	
	頻 度	平均週 日	付添場所まで	片道 時間	分	平均週 日	付添場所まで	片道 時間	分
	付添スケジュール	スケジュール表に記入してください。				スケジュール表に記入してください。			
スケジュール表 ※①については記入不要です。									
※家を出る時間から、家に着く時間までを記入してください。 ※実働時間には、往復に要する時間を除いた時間を記入してください。 ※付添等で自宅と付添先を一日に複数回往復する場合は、こども施設課まで問い合わせください。	月 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分	
	火 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分	
	水 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分	
	木 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分	
	金 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分	
	土 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分	

※申請に虚偽又は不正があったときは、入会承認を取り消す場合があります。

記入の際には、鉛筆や消えるボールペンは使わず、ボールペンやサインペンで記入してください。書き損じがあった場合には、二重線で訂正してください。

以上は市記入欄

を確認し、その内容を了解した上、同意し、児童クラブの入会を希望しますので、次のとおりに児童クラブの活動に必要な範囲内において小学校・関係機関へ提供することに同意します。

児童クラブ入会申請書

〒 252 - 0239 ○○年 △△月 ××日

代表保護者(※)住所 相模原市中央区中央2-11-15
(納付義務者)

氏名 相模 太郎

電話① (連絡順位1) 090 (1234) ×○×○ (□父 母 □その他)

電話② (連絡順位2) 042 (789) ×○×○ (□父 □母 その他)

前年度以前より、入会申請書に記載された、代表保護者(納付義務者)に振替する口座の登録がある場合は引き続き同じ口座から振替をします。なお、次の場合、改めて振替する口座の登録をする必要があります。

- ① 代表保護者(納付義務者)が上記の口座登録されている方と異なる場合
 - ② 振替する口座を変更する場合
- (詳細は利用案内7ページ) 記載例は納付義務者は「父」申請書に係る連絡については「母」

認の際にご連絡させていただきます。日中つながる番号をご記入ください。

②入会希望期間について ※□にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 児童クラブ	通年 (4月～3月)	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
<input checked="" type="checkbox"/> 小学校	上記以外	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※希望期間を記入してください

学年は令和8年4月時点の学年を 月上旬頃、相模原市中央区共和○-△-□に記入してください。転居予定のため。

<input checked="" type="checkbox"/> 有	障害等による特別な配慮や支援の必要性	(具体的に：診断名はついていないが、)	添付書類 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳等 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 添付書類なし(✓療育相談をしている)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	食物アレルギー	(具体的に：卵、アーモンド)	緊急時の処方薬 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> 剤
<input checked="" type="checkbox"/> 有	既往症等健康状況で特に注意を要することや集団生活を送る上で注意を要すること	(具体的に：ぜんそくがある)	

必ず該当する項目にチェックをしてください。なお、申請できるのは令和8年度末(令和9年3月31日)までとなりますので注意してください。※「上記以外」にチェックをされた場合、希望期間を記入してください。

④保護者が昼間養育を行えない理由について ※該当番号を記入してください。

1.就労・就学 2.疾病・負傷・障害 3.その他()

5.障害児者の通学等の付き添い 6.求職活動中

有にチェックをされた方は、添付書類欄の該当する項目にチェックをしてください。具体的な診断名があれば、それを記入してください。

⑤家族の状況について(申請日現在) ※該当番号の□にチェックしてください。

家庭区分 1.父母 2.父子 3.母子 4.その他() ※父母は内縁、事実婚を含む。父子・母子は離婚協議中の家庭を含む。

フリガナ	氏名	児童との続柄	生年月日	仕事の職種 又は 学校名・学年等の状況
サガミ タロウ	相模 太郎	父	明大 55年12月3日 (昭和 平令)	会社員(単身赴任)
サガミ キョウコ	相模 京子	母	明大	保護学校
サガミ イチロウ	相模 一郎	身		保育園
サガミ ゲンタロウ	相模 源太郎	祖		職
サガミ ヨシ	相模 ヨシ	祖		一店員

世帯の別に関わらず、入会希望児童と同住所にお住まいの方全員を記入してください(単身赴任者の方を含みます)。※単身赴任者の場合は、「仕事の職種又は…」の欄に、『会社員(単身赴任)』のように記入してください。

(※)市からのお知らせ等は上記の代表保護者あてに送付します(児童の同居者と異なる場合は事前に相談してください)。

◆利用案内4ページをご確認いただき、申請に必要な書類を添付してください。【裏面にも記入してください】

●保護者の状況について記入してください。

項 目		父 親 の 状 況			母 親 の 状 況		
①就 労	事業所名	〇〇商事株式会社・相模原支店					
	所在地	相模原市中央区相模原〇-〇-△ 電話 042 (7×〇) △△〇×			電話 ()		
	通勤時間	片道	時間	分	片道	時間	分
※①についてはスケジュール表への記入は不要です。							
②就 学	名 称	〇〇看護学校					
	所在地	相模原市中央区〇〇1-2-3 電話 042 (7×〇) ×〇×〇					
	期 間	年 月 日～ 年 月 日			R6年 4月 1日～R9年 3月31日		
	日 数	平均週 日	通学時間	片道 時間 分	平均週 4日	通学時間	片道 1時間 00分
	時 間 割	スケジュール表に記入してください。					
③保護者の 疾病・負傷 ・障害	病 名						
	入院期間	年 月 日～ 年 月 日・未定					
	療養期間	年 月 日～ 年 月 日・未定					
	通院頻度	平均週 日	病院まで	片道 時間 分			
	通院スケジュール	スケジュール表に記入してください。					
④同居親族 の介護	要介護者名	(保護者との続柄：)					
	病 名 等						
	入院の場合は入院先名称、所在地						
	介護期間	年 月 日～ 年 月 日・未定					
	介護スケジュール	スケジュール表に記入してください。					
⑤別居親族 の介護	要介護者名	(保護者との続柄：)					
	住 所						
	病 名 等						
	介護期間	年 月 日～ 年 月 日・未定					
	介護頻度	平均週 日	別居先まで	片道 時間 分			
介護スケジュール	スケジュール表に記入してください。						
⑥障害児者 の通学等 の付き添い	障害児者名	(保護者との続柄：)			(保護者との続柄：)		
	病 名 等						
	通学先等名称及び所在地						
	期 間	年 月 日～ 年 月 日・未定			年 月 日～ 年 月 日・未定		
	頻 度	平均週 日	付添場所まで	片道 時間 分	平均週 日	付添場所まで	片道 時間 分
付添スケジュール	スケジュール表に記入してください。						
スケジュール表 ※①については記入不要です。							
※家を出る時間から、家に着く時間までを記入してください。 ※実働時間には、往復に要する時間を除いた時間を記入してください。 ※付添等で自宅と付添先を一日に複数回往復する場合は、こども施設課まで問い合わせください。	月 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	午前 午後 8時30分～午前 午後 4時30分		うち往復に要する時間 2時間00分⇒実働 6時間00分		
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分					
	火 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	午前 午後 時 分～午前 午後 時 分		予定のない日は、空欄のままにしてください。		
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分					
	水 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	午前 午後 8時30分～午前 午後 2時30分		うち往復に要する時間 2時間00分⇒実働 4時間00分		
		うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分					
	木 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	午前 午後 8時30分～午前 午後 4時30分		うち往復に要する時間 2時間00分⇒実働 6時間00分		
うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分							
金 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	午前 午後 8時30分～午前 午後 4時30分		うち往復に要する時間 2時間00分⇒実働 6時間00分			
	うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分						
土 曜	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	午前 午後 時 分～午前 午後 時 分					
	うち往復に要する時間 時間 分⇒実働 時間 分						

◎「スケジュール表」の記入の仕方
 上段に、家を出る時間から家に帰る時間(同居親族の介護の場合は、介護開始時間から終了時間)を、下段に、往復に要する時間を引いた実働時間を記入してください。
 ※曜日・時間が一定ではない場合は平均的なパターンで記入してください。
 ※この記入例(〇〇看護学校)の月曜日の場合
 朝8:30に家を出る。
 通学時間が1時間
 授業開始が9:30
 授業が15:30に終了
 通学時間が1時間で帰宅が16:30
 ⇒家を出る時間から家に着く時間が8:30～16:30の8時間、往復時間が合計2時間したがって、実働時間は6時間となります。

※申請に虚偽又は不正があったときは、入会承認を取り消す場合があります。

就 労(内 定)証 明 書

相模原市立児童クラブ入会申請用

相 模 原 市 長 あて
(保護者記入欄)

フリガナ 保護者氏名	フリガナ 児童氏名
保護者住所	児童クラブ名 児童クラブ
勤務先名称	
勤務先住所	
通勤時間 (片道)	時間 分 勤務先電話

..... 以下は勤務先で記入してください。.....
(勤務先記入欄)

就職年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			退職予定日	令和 年 月 日			
※勤務時間が固定されている方は、太枠内に1週間分の勤務をご記入ください。	曜日	勤務時間 (休憩時間含む)			曜日	勤務時間 (休憩時間含む)		
	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※勤務時間が変動する方は、直近3ヶ月のうち、任意の連続する4週間の勤務シフトをご記入ください。	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※内定の方・シフトが未確定の方は、基本の勤務体系をご記入ください。	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※シフト表の添付は認められません。必ず右欄にご記入ください。	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※勤務時間は、就業規則上の時間や、その日の勤務予定時間を元に記入してください。(残業等の時間外勤務時間は含めないでください。また、有給休暇取得日は、通常の勤務日として記入してください。)	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	4 週合計 日		(令和 年 月分...月により勤務日等が変わる場合はご記入ください。) ※勤務時間・勤務日が固定されている方は、太枠内に4を乗じた日数を記入してください。					
産前産後休業 育児休業	期 間：平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで 復職(予定)日：令和 年 月 日							

上記のとおり、当事業所に勤務(または当方から仕事を発注)・内定していることを証明します。

証明年月日： 年 月 日 事業所所在地 _____

<p>※就労(内定)証明書の就労先事業者の押印は不要です。 ※事業者名が記名されている就労(内定)証明書又は就労(内定)証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行った時には、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。 ※必要に応じ記載内容について勤務先に確認の連絡をする場合があります。また、追加で書類を提出いただく場合があります。 ※入会の申請に虚偽又は不正があったときは、入会の承認を取り消す場合があります。</p>	<p>事業所名称 _____</p> <p>代表者職氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>※勤務先 記入担当者氏名 _____</p> <p>※勤務先で本証明書を記入された方の氏名をご記入ください。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※記入方法は裏面の記入例をご確認ください。

記入の際には、鉛筆や消えるボールペンを使わず、ボールペンやサインペンで記入してください。書き損じがあった場合には、二重線による書き直しと、訂正印をお願いします。

定)証明書

相模原市立児童クラブ入会申請用

フリガナ	サガミ	ハナコ
児童氏名	相模	花子
児童クラブ名	相模原	児童クラブ

勤務先名称	〇〇商事株式会社・相模原支店		
勤務先住所	相模原市中央区相模原〇-〇-△		
通勤時間	1 時間 30	×〇-△△〇×	

実際に勤務している場所の住所を記入してください。

令和7・8年度中に退職することが明らかな場合に、その予定日を記入してください。

以下は勤務先で記入してください。

就職年月日	昭和・平成・令和 7 年 4 月 1 日			退職予定日	令和 8 年 9 月 30 日			
曜日	勤務時間 (休憩時間含む)			月～土まで、毎週勤務時間が固定の方は、この太枠内のみ記入してください。			休憩時間含む	
月	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	月	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 0分	7時間 30分	月	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分
火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 0分	7時間 30分	火	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	火	午前 8時 30分 ~ 午後 4時 45分	8時間 15分
水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	水	午前 8時 30分 ~ 午後 4時 45分	8時間 15分	水	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分
木	午前 9時 30分 ~ 午後 5時 30分	8時間 0分	木	午前 10時 00分 ~ 午後 8時 00分	10時間 0分	木	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分
金	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 0分	7時間 30分	火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分	火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分
水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分
木	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	木	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	木	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分
金	午前 11時 30分 ~ 午後 8時 0分	8時間 30分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	土	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分
日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
4週合計	16日			取得中又は取得予定の方のみ記入してください。			取得中又は取得予定の方のみ記入してください。	

上記のとおり、当事業所に勤務(または当方から仕事を発注)・内定していることを証明します。

証明年月日	令和 7 年 11 月 1 日	事業所所在地	東京都〇×区×××1-2-3
事業所名	自営の場合は主な経営者が証明してください。	代表者職氏名	代表取締役 上溝 太助
電話番号	03 (3111) 〇	記入担当者氏名	下溝 花子

就労証明書の詳しい記入方法は以下のホームページをご確認ください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/jidou_club/index.html



※入会の申請に虚偽又は不正があったときは、入会の承認を取り消す場合があります。

※勤務先で本証明書を記入された方の氏名をご記入ください。

※記入方法は裏面の記入例をご確認ください。

就 労(内 定)証 明 書

相模原市立児童クラブ入会申請用

相 模 原 市 長 あて
(保護者記入欄)

フリガナ 保護者氏名	フリガナ 児童氏名
保護者住所	児童クラブ名 児童クラブ
勤務先名称	
勤務先住所	
通勤時間 (片道)	時間 分 勤務先電話

..... 以下は勤務先で記入してください。.....
(勤務先記入欄)

就職年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			退職予定日	令和 年 月 日			
※勤務時間が固定されている方は、太枠内に1週間分の勤務をご記入ください。	曜日	勤務時間 (休憩時間含む)			曜日	勤務時間 (休憩時間含む)		
	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※勤務時間が変動する方は、直近3ヶ月のうち、任意の連続する4週間の勤務シフトをご記入ください。	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※内定の方・シフトが未確定の方は、基本の勤務体系をご記入ください。	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※シフト表の添付は認められません。必ず右欄にご記入ください。	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
※勤務時間は、就業規則上の時間や、その日の勤務予定時間を元に記入してください。(残業等の時間外勤務時間は含めないでください。また、有給休暇取得日は、通常の勤務日として記入してください。)	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間分		
	4 週合計 日		(令和 年 月分...月により勤務日等が変わる場合はご記入ください。) ※勤務時間・勤務日が固定されている方は、太枠内に4を乗じた日数を記入してください。					
産前産後休業 育児休業	期 間：平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで 復職(予定)日：令和 年 月 日							

上記のとおり、当事業所に勤務(または当方から仕事を発注)・内定していることを証明します。

証明年月日： 年 月 日 事業所所在地 _____

<p>※就労(内定)証明書の就労先事業者の押印は不要です。 ※事業者名が記名されている就労(内定)証明書又は就労(内定)証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行った時には、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。 ※必要に応じ記載内容について勤務先に確認の連絡をする場合があります。また、追加で書類を提出いただく場合があります。 ※入会の申請に虚偽又は不正があったときは、入会の承認を取り消す場合があります。</p>	<p>事業所名称 _____</p> <p>代表者職氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>※勤務先 記入担当者氏名 _____</p> <p>※勤務先で本証明書を記入された方の氏名をご記入ください。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※記入方法は裏面の記入例をご確認ください。

記入の際には、鉛筆や消えるボールペンは使わず、ボールペンやサインペンで記入してください。書き損じがあった場合には、二重線による書き直しと、訂正印をお願いします。

定)証明書

相模原市立児童クラブ入会申請用

フリガナ	サガミ	ハナコ
児童氏名	相模	花子
児童クラブ名	相模原	児童クラブ

勤務先名称	〇〇商事株式会社・相模原支店		
勤務先住所	相模原市中央区相模原〇-〇-△		
通勤時間	1 時間 30	×〇-△△〇×	

実際に勤務している場所の住所を記入してください。

令和7・8年度中に退職することが明らかな場合に、その予定日を記入してください。

以下は勤務先で記入してください。

就職年月日	昭和・平成・令和 7 年 4 月 1 日			退職予定日	令和 8 年 9 月 30 日			
曜日	勤務時間 (休憩時間含む)			月～土まで、毎週勤務時間が固定の方は、この太枠内のみ記入してください。			休憩時間含む	
月	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	月	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 0分	7時間 30分	月	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分
火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 0分	7時間 30分	火	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	火	午前 8時 30分 ~ 午後 4時 45分	8時間 15分
水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	水	午前 10時 00分 ~ 午後 8時 00分	10時間 0分	水	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分
木	午前 9時 30分 ~ 午後 5時 30分	8時間 0分	木	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	木	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分
金	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	金	午前 11時 30分 ~ 午後 8時 0分	8時間 30分	金	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分
土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 0分	7時間 30分	火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分	火	午前 10時 30分 ~ 午後 6時 15分	7時間 45分
水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分	水	午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分	8時間 45分
木	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	木	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	木	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分
金	午前 11時 30分 ~ 午後 8時 0分	8時間 30分	金	午前 11時 30分 ~ 午後 8時 0分	8時間 30分	金	午前 11時 30分 ~ 午後 8時 0分	8時間 30分
土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分	土	午前 7時 0分 ~ 午後 3時 0分	8時間 0分
日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分
4週合計	16 日			取得中又は取得予定の方のみ記入してください。			取得中又は取得予定の方のみ記入してください。	

産前産後休暇 復職(予定)日: 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

上記のとおり、当事業所に勤務(または当方から仕事を発注)・内定していることを証明します。

証明年月日	令和 7 年 11 月 1 日	事業所所在地	東京都〇×区×××1-2-3
事業所名	自営の場合は主な経営者が証明してください。	代表者職氏名	代表取締役 上溝 太助
電話番号	03 (3111) 〇	記入担当者氏名	下溝 花子

就労証明書の詳しい記入方法は以下のホームページをご確認ください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/jidou_club/index.html



※入会の申請に虚偽又は不正があったときは、入会の承認を取り消す場合があります。

※勤務先で本証明書を記入された方の氏名をご記入ください。

※記入方法は裏面の記入例をご確認ください。

次に該当する児童の入会申請の場合に、提出をお願いします。

- 申請日時点の住所地における、教育委員会から就学の指定を受けた小学校又は義務教育学校と異なる通学区域の児童クラブを希望する児童
- 障害等により特別な配慮や支援が必要な児童（現在の通園場所： _____）
（現在の通所場所： _____）
- 食物アレルギーのある児童

個人情報等に関する同意書

児童を安全・安心にお預かりするために、必要に応じて、関係機関と児童の情報を共有させていただきます。また、食物アレルギーのある児童につきましては、次のとおり対応させていただきます。

<情報の共有について>

- ・申請日時点の住所地における、教育委員会から就学の指定を受けた小学校又は義務教育学校と異なる通学区域の児童クラブを希望する場合、小学校又は義務教育学校・学務課と住所・氏名等を共有します。
- ・障害等により特別な配慮や支援が必要な児童、食物アレルギーのある児童について、学校教育課・陽光園・保育園・幼稚園・小学校・義務教育学校・消防局・子育て支援センター、児童発達支援センター等関係機関と障害の程度や児童の生活状況、学校生活管理指導表等を共有します。

<食物アレルギーのある児童について>

児童クラブでは、おやつを提供を行っておりますが、アレルギー原因食物の誤食等による事故の発生を防ぐため、食物アレルギーのある児童につきましては、原則として『おやつの特参』をお願いします。

なお、医師からアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている児童につきましては、例外なく、おやつの特参をお願いします。

また、次の事項について、必ず確認いただき、ご同意をお願いします。

- 1 アレルギー症状が発症した際に使用するための抗ヒスタミン薬等を処方されている児童がアレルギー症状を発症した場合、人命救助の観点から速やかに児童クラブ職員が本人に薬の使用を促し、また状況によっては児童クラブ職員が本人に使用します。
- 2 エピペン®を処方されている児童がショック症状を発症した場合、人命救助の観点から救急救命士又は児童クラブ職員が本人にエピペン®を使用します。

私は、（児童氏名） に関して、上記に同意し、本書を提出します。

相模原市長 あて

年 月 日

保護者住所氏名

住所 _____

氏名 _____

（保護者ご本人のご署名をお願いします）

同意書に基づき取得した情報については、児童クラブの入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

別表（第11条関係）

相模原市立児童クラブ入会審査基準点数表

内 容（加 点 項 目）		点数		
1.学年	第1学年	600		
	第2学年	500		
	第3学年	400		
	第4学年	300		
	第5学年	200		
	第6学年	100		
2.障害のある児童	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する場合	重度の場合（1・2級（療育手帳においてはA1・A2）相当）	100	
		中度の場合（3・4級（療育手帳においてはB1・B2）相当）	85	
	上記に該当しないが、医師から障害の診断があった場合又は特別支援学級の在籍証明書の提出があった場合		70	
3.区分	ひとり親家庭		60	
4.就労	勤務日数及び勤務時間	週5日以上勤務 （月20日以上）	1日の勤務時間が8時間以上	65
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	60
			1日の勤務時間が6時間未満	55
		週4日勤務 （月16日～19日）	1日の勤務時間が8時間以上	55
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	50
			1日の勤務時間が6時間未満	45
		週3日勤務 （月12日～15日）	1日の勤務時間が8時間以上	45
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	40
			1日の勤務時間が6時間未満	35
		週2日勤務 （月8日～11日）	1日の勤務時間が8時間以上	35
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	30
			1日の勤務時間が6時間未満	25
	基本開設時間内の就労状況	基本開設時間のうち、1日の勤務時間が3時間以上		20
基本開設時間のうち、1日の勤務時間が2時間以上3時間未満		15		
基本開設時間のうち、1日の勤務時間が1時間以上2時間未満		10		
基本開設時間のうち、1日の勤務時間が1分以上1時間未満		5		
5.妊娠又は出産前後		60		
6.育児休業中		20		
7.疾病等	疾病 負傷 障害	入院期間が2週間以上にわたる場合		85
		精神性疾患 障 害	重度の場合（1・2級）	75
			中度の場合（3・4級）	65
			診断書の提出があった場合	65
	負 傷	診断書の提出があった場合		55
	同居親族の介護	居宅内で常時介護をしている場合		4.就労に準じる
		1月以上にわたる傷病のため通院に付添う場合		
別居親族の介護	別居親族を常時介護している場合		4.就労に準じる	
8.災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合		80	
9.就学・技能訓練	就業を目的として学校、職業訓練校等に就学し、常時通学している場合		4.就労に準じる	
10.障害児者の通学等の付添いをしている場合	障害児者の通学等で常時付添いをしている場合		4.就労に準じる	
11.求職	就職活動のため、日中外出を常態としている場合		10	
12.その他	前各号の他、明らかに児童の健全育成を行うことが出来ないと認められる場合		10～80	
※基本開設時間とは、平日の15時から18時の時間帯を指す。				

内 容 (減 点 項 目)		点数	
育児休業中・求職減点	第1学年	-600	
	第2学年	-500	
	第3学年	-400	
	第4学年	-300	
	第5学年	-200	
	第6学年	-100	
週3日未満就労及び就学等減点 (月12日未満就労及び就学等減点)	第1学年	-600	
	第2学年	-500	
	第3学年	-400	
	第4学年	-300	
	第5学年	-200	
	第6学年	-100	
開設時間外減点 ※週3日未満就労及び就学等減点 と重複の場合は減点対象外	第1学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-600
	第2学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-500
	第3学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-400
	第4学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-300
	第5学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-200
	第6学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-100
勤務時間減点	1日4時間未満勤務	-20	

備 考
①審査にあたっては4週を一月とし、日曜日は含めないものとする。
②審査点の算出は平日の就労状況により行い、土曜日の勤務は就労日数として数えるのみとする。
③日によって就労形態や就労場所、勤務時間が変わる勤務者については、各週ごとの「4.就労」の点数と減点項目の点数を算出し、それぞれを平均した上で合算した点数とする。(小数点第1位を四捨五入する。)
④「1.学年」の第4学年から第6学年の点数は、モデル実施児童クラブの入会審査に限り適用する。
⑤「1.学年」において障害等により特別に支援が必要な第4学年から第6学年の児童は第3学年の点数とする。
⑥「4.就労」により算出された点数について、保護者が複数の場合は、点数の低い保護者の点数を採用する。
⑦ひとり親家庭については、内容(減点項目)の対象外とする。
⑧減点項目内「開設時間外減点」の土曜日の取り扱いについては、全学年とも「前日午後7時後から午前8時前までの間でのみ勤務(ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)」とする。

民間児童クラブ一覧

- 民間児童クラブの利用申し込みや料金の詳細については、各施設へお問い合わせください。
- 掲載は、区ごとの郵便番号順です。（令和7年9月現在）

<緑 区>

No	名 称	所 在 地	電話番号	受付時間	対象小学校区
1	城山わかば学童クラブ	緑区若葉台6-5-14 (城山わかば幼稚園)	042-782-8185	13:30~17:00	川尻小、広陵小、広田小
2	学童保育ハートフルネオ	緑区橋本台1-18-10 バストラル長田206	042-812-3146	11:00~19:00	相原小、大沢小、小山小、当麻田小、二本松小、橋本小
3	放課後児童クラブ プレイスワン	緑区橋本台1-18-10 バストラル長田106	042-810-3314	13:00~19:00	橋本小、※清新小（応相談）
4	学童保育ハートフル南橋本	緑区下九沢454-2	042-719-6643	13:00~19:00	九沢小、作の口小
5	学童クラブ ジャンピングアップ	緑区下九沢2090-17	042-703-1860	14:00~18:00	相原小、九沢小、作の口小
6	学童クラブ ジャンピングアップ大沢	緑区上九沢350-8 3F	042-703-1860	14:00~18:00	大沢小、大島小、二本松小
7	学童クラブエンゼルキッズ	緑区橋本2-24-4	042-703-8555	14:00~18:00	相原小、旭小、大沢小、九沢小、当麻田小、二本松小、橋本小
8	SKY After School	緑区橋本3-22-11-B1	042-703-7010	10:00~18:30	旭小、小山小、橋本小、宮上小（その他応相談）
9	アフタースクールワイズ橋本	緑区橋本6-36-1 グラントーレ橋本2F	042-703-1495	12:00~19:00	旭小、当麻田小、橋本小、宮上小（その他応相談）
10	for 学童保育室	緑区東橋本3-16-8 ライブラザカナン200	080-6744-8085	14:00~18:00	旭小、橋本小、宮上小
11	ゆめりあキッズ	緑区東橋本3-16-4 2F	042-714-4150	9:30~18:00	旭小、橋本小、宮上小など
12	学童クラブ キンダーハウス	緑区名倉2805-1	042-686-6011	10:00~17:00	シュタイナー学園初等部

<中央区>

No	名 称	所 在 地	電話番号	受付時間	対象小学校区
1	ぐらんでいーる学童クラブ1	中央区東淵野辺2-1-1 1F	042-704-8675	13:00~18:00	淵野辺東小
2	ぐらんでいーる学童クラブ2	中央区淵野辺本町5-13-21 1F	042-711-7743	14:00~19:00	淵野辺東小
3	ぐらんでいーる学童クラブ3	中央区淵野辺2-29-7 2F、3F	042-865-4043	14:00~19:00	大野北小、淵野辺小など
4	学童保育センターひまわり	中央区淵野辺1-16-5	080-9360-3110	12:00~19:00	大野北小、淵野辺小など
5	放課後児童クラブ るーむず	中央区淵野辺2-22-7 (相模つばさ幼稚園)	042-753-2196	8:00~18:30	大野北小、淵野辺小など
6	ひばりっ子クラブ	中央区淵野辺4-31-7 (淵野辺ひばり幼稚園)	042-755-0394	8:40~19:00	大野北小、淵野辺小など
7	白ゆり学童クラブ	中央区宮下本町3-4-12 (小山白ゆり幼稚園)	042-773-8241	8:00~18:30	小山小、向陽小、宮上小など
8	スマイルキッズ	中央区光が丘2-24-1 (中央幼稚園)	042-755-0391	13:30~17:00	並木小、光が丘小、星が丘小、弥栄小、陽光台小、横山小、上溝小など
9	学童センターみらい	中央区並木1-8-16 3F	042-754-0683(千代田保育園内受付係)	13:00~18:00	並木小、星が丘小、富士見小、弥栄小など
10	学童塾なんきん	中央区並木3-19-8 アスカコート相模原1A	090-3067-9587	13:00~18:00	共和小、並木小、弥栄小など
11	えぼかる学童くらぶ	中央区相模原3-8-8 (エポック保育園)	042-757-6477	10:00~18:00	清新小、中央小など
12	豆の木児童クラブ	中央区相模原4-7-10 401号室・402号室	042-776-0906 (エンゼル保育園)	14:00~19:00	向陽小、清新小、中央小、富士見小など
13	学童クラブぐるんば	中央区富士見3-8-7	042-752-7772	13:30~20:00	共和小、富士見小、弥栄小
14	学童クラブぐるんばII	中央区富士見3-14-2	042-756-2352	13:30~20:00	富士見小
15	学童クラブぐるんばIII	中央区富士見3-8-7 2F	042-810-5565	13:30~20:00	中央小、富士見小
16	児童クラブいちばん星	中央区千代田2-2-15 メイプルビル2F	080-5865-1586	15:00~18:00	清新小、中央小、富士見小、星が丘小、横山小
17	ふたば児童クラブ	中央区星が丘1-19-5	042-757-3413(受付専用。星ヶ丘二葉園内)	9:30~17:30	星が丘小など
18	ほしのキッズ	中央区星が丘3-5-10 (星が丘幼稚園)	042-752-4842	13:30~17:30	中央小、光が丘小、星が丘小、陽光台小、横山小

<中央区>

No	名 称	所 在 地	電話番号	受付時間	対象小学校区
19	学童クラブすこやかララミー	中央区横山台2-3-15	042-704-8166	14:00~18:00	清新小、中央小、星ヶ丘小、横山小(その他応相談)
20	学童クラブすこやかフレンズ	中央区横山台2-3-15	042-704-8166	14:00~18:00	清新小、中央小、星ヶ丘小、横山小(その他応相談)
21	放課後児童クラブ コドモテラス	中央区横山台2-24-16	042-756-2112	9:00~17:00	上溝小、作の口小、清新小、星ヶ丘小、富士見小、横山小
22	OHANA(オハナ)	中央区上溝2-10-25	042-785-2966	8:00~18:00	上溝小、田名小、作の口小
23	学童ひまわりクラブ	中央区上溝7-12-28	042-761-8716	14:00~18:00	上溝小(その他応相談)
24	ひよこ児童クラブ・上溝	中央区上溝7-5-3	042-762-5555	9:00~18:00	上溝小、上溝南小、新宿小
25	学童クラブ ジャンピングアップ橋本	中央区南橋本3-9-13-201	042-703-5685	14:00~18:00	小山小、清新小、橋本小、宮上小

<南 区>

No	名 称	所 在 地	電話番号	受付時間	対象小学校区
1	南大野幼稚園学童クラブ	南区上鶴間1-3-1 (南大野幼稚園)	042-742-8822	8:30~17:30	鶴園小、南大野小、谷口小
2	まなびばジュニア	南区相模大野3-12-7 まなビル3F (誠心保育園上)	080-9243-3258	14:00~18:00	鹿島台小、相模女子大学小学部、相武台小、東林小、双葉小、緑台小、南大野小、谷口台小、若松小
3	学童クラブ キッズステーション	南区相模大野3-16-1 レガロビル3F	080-3702-4996	14:00~18:30	鹿島台小、相模女子大学小学部、南大野小、谷口台小、谷口小、鶴園小、鶴の台小、くぬぎ台小、大沼小など
4	民間児童クラブ ウキウキファイブ	南区相模大野4-5-5 ロビーファイブD-203	042-701-3220	14:00~18:00	鹿島台小、相模女子大学小学部、鶴の台小、谷口台小、若松小など
5	ひよこ児童クラブ	南区相模大野5-13-4 京浜都市ビル102号室・202号室	042-767-5565 (ひよこ第3保育園)	9:00~18:00	鶴の台小、双葉小、谷口台小
6	キッズスクール相模大野	南区相模大野8-4-7 エフティプラザ相模大野2F	042-815-0860	8:00~20:00	鹿島台小、相模女子大学小学部、南大野小、谷口台小など
7	ひよこ児童クラブ2	南区豊町1-29	042-767-5565 (ひよこ第3保育園)	9:00~18:00	双葉小、鶴の台小、谷口台小
8	学童クラブわかば	南区文京1-1-29 橋高ビル3F	042-711-6663	14:00~18:00 (平日のみ)	大沼小、相模女子大学小学部、双葉小、若松小など
9	学童保育ハートフル東林間	南区東林間5-2-2 田辺ビル2F	042-702-9337	13:00~20:00	上鶴間小、くぬぎ台小、鶴の台小、東林小、南大野小
10	学童保育みらいく	南区相模台5-12-28	042-851-5619	14:00~19:00	相模台小、桜台小、相武台小、若草小
11	学童保育みらいく2	南区相模台5-2-21 コーポパパラチア1B	042-851-5619	14:00~19:00	相模台小、桜台小、相武台小、若草小
12	学童保育みらいく3	南区相模台5-2-21 コーポパパラチア1A	042-851-5619	14:00~19:00	相模台小、桜台小、相武台小、若草小
13	SRC児童クラブそらまめ	南区相武台団地2-3-5 3号店舗	046-207-6676	11:00~20:00	相模台小、桜台小、相武台小、双葉小、緑台小、若草小
14	学童保育ハートフル	南区相武台2-2-43	046-257-6665	11:00~20:00	新磯小、相模台小、緑台小、若草小
15	民間学童クラブすがもきっず	南区麻溝台6-18-1	042-813-8558	14:00~21:00	桜台小、双葉小、谷口台小、若草小など
16	民間学童保育わんぱくクラブ	南区大野台3-27-15	042-776-8583	15:00~18:30	大野台中央小、共和小、弥栄小
17	ひまわりアフタースクール	南区東大沼2-7-6 (相模ひまわり幼稚園)	042-744-0220	14:00~18:00	大沼小、大野小、大野台小、双葉小、若松小
18	すがもきっず若松校	南区若松4-17-17 2F	042-748-7161	14:00~18:00	大沼小、大野台小、相模女子大学小学部、双葉小、谷口台小、若松小
19	なないろキッズルーム	南区当麻862-13	042-777-0716	8:00~18:00	麻溝小、夢の丘小など
20	さがっこ学童クラブ	南区御園2-5-11-5	042-705-9683	14:00~18:00	谷口台小、相模女子大学小学部